



平成 25 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄
(コード番号 5998 東証第 1 部)
問合せ先 取締役業務管理本部長 大野 俊也
(TEL. 03-3822-5865)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役に対し株式報酬型ストック・オプションとして下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めるため、取締役の報酬と当社の業績や株価との連動性を強め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社アドバネクス第二回新株予約権

2. 新株予約権の割当てを受ける者及び総数

当社取締役 7 名 198 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 198,000 株とし、下記 4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

上記個数は、本取締役会決議日における割当予定数であり、割当日において株価等をもとに算定される取締役に割当てられる新株予約権の公正評価額の総額が、平成 25 年 6 月 20 日開催の株主総会の決議によって承認された年間上限額（30 百万円）の範囲内となるよう、調整（減少）を行う可能性がある。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金額

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当て

を受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 25 年 8 月 9 日から平成 55 年 8 月 8 日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記 4.（3）の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日（当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、割当日から平成 26 年 3 月期に関

する定時株主総会の終結時まで継続して当社の取締役として在任した場合でなければ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- ③ 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から 30 日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、上記①の規定にかかわらず、下記⑦に定める新株予約権割当契約書に定める条件に従って、相続開始の日から 1 年間に限り、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の割当日

平成 25 年 8 月 9 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. その他

必要な細目にわたる事項については、取締役社長に一任する。

以上